

新たな広域道路ネットワークに関する検討会 規約

令和2年3月24日

(名称)

第1条 本会は、新たな広域道路ネットワークに関する検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 検討会は、我が国の急速な人口減少や激甚化・頻発化する災害への備え、渋滞や事故といった道路交通課題などに対応し、我が国の生産性や国際競争力を高め、持続可能な社会の構築を図るため、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や ICT・自動運転等の技術の進展を見据えた、新たな広域道路ネットワークのあり方の方向性について助言を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 検討会に座長を各1名置く。

2 座長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 座長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省道路局企画課道路経済調査室が行う。

(関係者からの意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係者からその意見を聞くことができる。

(書面による議事)

第7条 座長は、やむを得ない理由により検討会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により検討会の開催に代えることができる。

(議事の公開)

第8条 検討会については原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 検討会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

以上